

あなたに対する訪問介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第 37 号第 8 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

### 1 事業者概要

|                   |   |
|-------------------|---|
| 事業者の名称            | 医療法人同仁会   |
| 代表者名              | 理事長 折茂 謙一   |
| 事業者名称             | ヘルパーステーションそれいゆ  |
| 主たる事業所の所在地<br>連絡先 | 高山市昭和町2丁目85番地1<br>メディアガーデン南棟2階<br>(電話) 0577-37-3360<br>(FAX) 0577-37-5261 |
| 事業者番号             | 2172700888  |
| 管理者氏名             | 野島 尚子   |

### 2 事業の目的と運営

|       |   |
|-------|---|
| 事業の目的 | 要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供すること。   |
| 運営の方針 | 要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる援助を行う。<br>事業実施に当たり、関係機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。 |

### 3 職員の職種、員数及び職務の内容

| 従業員の職種    | 員数   | 勤務の体制等            |
|-----------|------|-------------------|
| 管理者       | 1人   | 常勤(訪問介護員兼務)       |
| サービス提供責任者 | 1人以上 | 常勤(訪問介護員兼務)       |
| 訪問介護員等    | 1人以上 | 介護福祉士1人以上(常勤1人以上) |

### 4 営業時間

|                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| 営業日             | 毎日                 |
| 営業時間            | 8:30~17:30         |
| 夜間休日の緊急時        | (携帯) 090-1749-0340 |
| ヘルパーステーション それいゆ | 0577-37-3360       |

\* 営業時間外も相談に応じます。

### 5 利用料

別紙サービス内容説明書のとおり

## 6 サービス内容に関する苦情・ハラスメント相談窓口

|                |  |
|----------------|--|
| それいゆ           | <p>ご利用時間 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 3 0 分<br/>(月～金)</p> <p>ご利用方法 電 話 0 5 7 7 - 3 7 - 3 3 6 0<br/>F A X 0 5 7 7 - 3 7 - 5 2 6 1</p> <p>担当者 事業管理者<br/>責任者 野島 尚子</p> <p>苦情については、上記の担当者、責任者が対応します。<br/>不在の場合でも、対応した者が「苦情処理簿」を作成し、担当者、責任者に引継ぎます。</p> |
| ハラスメント相談窓口     | <p>責任者 一戸 かおり (女性)<br/>責任者 一戸 康弘 (男性)</p>  |
| 高山市福祉保健部高年介護課  | <p>ご利用時間 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分(月～金)</p> <p>ご利用方法 電 話 0 5 7 7 - 3 2 - 3 3 3 3<br/>F A X 0 5 7 7 - 3 5 - 3 1 6 5</p> <p>所在地 高山市花岡町 2 丁目 1 8 高山市市役所内</p>  |
| 岐阜県国民健康保険団体連合会 | <p>ご利用時間 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 (月～金)</p> <p>ご利用方法 電 話 0 5 8 - 2 7 5 - 9 8 2 5<br/>F A X 0 5 8 - 2 7 5 - 7 6 3 5</p> <p>所在地 岐阜市下奈良 2 - 2 - 1<br/>岐阜県福祉農業会館内</p>   |

## 7 緊急時の対応

|         |   |  |
|---------|---|--|
| 利用者の主治医 | 氏名<br>所属医療機関の名称<br>所在地<br>電話番号  |  |
| 協力医療機関  | <p>医療機関の名称 高山赤十字病院<br/>電話番号 0577-32-1111</p> <p>医療機関の名称 厚生連 久美愛病院<br/>電話番号 0577-32-1115</p> |  |
| 緊急連絡先   | 氏名<br>住所<br>昼間の連絡先<br>夜間の連絡先  |  |

## 8 サービス提供記録の閲覧

サービス提供記録等については、申し出があれば閲覧及び謄写することができます。

## (2)-2 サービス内容説明書(訪問介護サービス・第1号訪問事業)

当事業者が、あなたに提供するサービスは以下の通りです。

### 1 提供するサービス

訪問介護サービスを、別紙訪問介護個別援助計画表に従って提供します。

- ① このサービスの提供にあたっては、あなたの要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- ② サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。  
もし分からないことがあったら、いつでも担当職員にご遠慮なく質問してください。
- ③ サービスの提供に用いる設備、器具等については・安全・衛生に常に注意します。

### 2 担当の職員

担当職員の責任者は 野島 尚子です。

- ① 当事業所は、複数の訪問介護員が担当させていただきます。
- ② 職員は常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでもその提示をお求め下さい。

### 3 担当職員の変更

当事業所は、担当職員を変更する場合がありますのでご了承下さい。

### 4 利用料

訪問介護サービスの利用料及びその他の費用は、以下の通りです。

#### 【第1号訪問事業】

別紙 「訪問介護利用料について」をご参照下さい。

#### 【訪問介護】

別紙 「訪問介護利用料について」をご参照下さい。

#### 初回加算（2,000 円）

（過去 2 カ月御利用が無い場合も含む）新規に訪問介護計画を作成したご利用者に対して、初回に実地した訪問介護等、同月内にサービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合、又はその他の訪問介護員に同行した場合加算させていただきます。

#### 緊急時訪問介護加算（1,000 円）

ご利用者様やそのご家族様からの要請を受けてサービス提供責任者が、ケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めた時サービス提供責任者、又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画に無い訪問介護（身体介護）を行った場合には加算させていただきます。24 時間以内に対応させて頂いた場合のみ。

・交通費は、必要ありません。

実費

円です。（旧高山市外の場合のみ）

- ① 訪問介護サービスが、介護保険の適用を受ける場合、訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、また、第 1 号訪問事業を提供した場合の利用料の額は高山市長が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護及び第 1 号訪問事業が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記された負担割合の額とする。

ただし、介護保険法令に基づいて、保険給付を償還払い（いったんあなたが利用料の全額を支払い、その後市町村からの 9 割分の払い戻しを受ける方法）の方法をご希望の場合は、お申し出ください。

- ② 提供を受ける訪問介護サービスが介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただきますが、金額については別に定めた額とします。
- ③ 当事業者は、あなたに対し、毎月中旬までに、サービスの提供日、当月の利用料等の内訳を記載した利用料明細書を作成し、請求書に添付して送付します。

#### 5 キャンセル料

訪問介護サービスをキャンセルした場合には、以下の通りのキャンセル料を頂く場合があります。（キャンセル料のご請求は利用料と一緒にさせていただきます。）

- ・前日の 17 時までのキャンセル:無料
- ・前日の 17 時以降のキャンセル料金：1 0 0 0 円

## 6 利用料等のお支払方法

- ・お支払方法は、銀行振り込み・振替（自動引き落とし）の2方法があります。御利用契約時にお選びください。
- ・当ステーションでは、御利用の時期にかかわらず月末締めとさせていただきます。毎月15日前後に、前月分の請求書と前々月の領収書を郵送いたします。振替日は毎月27日ですので、前日までに請求書の金額と残高をご確認ください。  
尚、銀行振り込みの期限は設定しておりませんが、次月の請求書を発行する（毎月5～7日）頃までに、ご入金の確認が出来ない場合は、改めて請求することがありますので、お早めにご入金をお願い致します。
- ・窓口でのお支払いは取り扱いを控えさせて頂いておりますので、御承知下さい。
- ・当ステーションでの口座番号は次の通りです。

|      |   |
|------|---|
| 取扱銀行 | 飛騨信用組合 本店                               |
| 名義   | 医療法人 同仁会<br>ヘルパーステーションそれいゆ<br>理事長 折茂 謙一 |
| 口座番号 | (普通) 0791038                            |

## 7 保険給付の請求の為の証明書の交付

サービスの提供証明書が必要な場合は、いつでも交付しますので、お申し下さい。

## 8 その他

訪問介護職員は、

- ・医療行為を行うことができません。
- ・年金等の管理や金銭の貸借などの行為を行うことができません。
- ・利用者のための家事・介護を行う業務なので、庭の草刈りや他の家族の食事の用意などをする場合には、介護保険の適用はできません。

## 9 ハラスメント対策

- ① 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境作りを目指します。
- ② 利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷の迷惑行為、カスタマーハラスメント及びセクシュアルハラスメントなどの行為を禁止します。

## 10 サービス・契約の終了及び解除について

次のいずれかの事由が発生した場合はこの契約は終了するものとします。

- ① 利用者が介護保険施設、その他居宅介護支援の対象とならない施設に入所又は入院した場合。
- ② 利用者について要介護認定が受けられなかった場合。
- ③ 利用者が死亡した場合。
- ④ その他
  1. 利用者又はご家族の非協力など双方の信頼関係を損壊する行為に改善の見込みがない場合や社会的通念を超えたと思われる苦情やハラスメント行為により、事業所の通常業務遂行に支障が出ていると判断した場合には、高山市高齢者福祉課、及び高山市地域包括支援センターへ相談を行い契約を解除させて頂くことがあります。
  2. 以下のような行為があり、ハラスメントと該当するとみなされる場合、契約解除致します。
    - ・暴力又は乱暴な言動（物を投げつける、刃物をむける等）

## 11 虐待防止及び身体拘束の適正化のための措置

- ① 虐待の防止・身体拘束の適正化の指針に基づき対策をおこないます。
- ② 虐待防止及び身体拘束の適正化についての対策を講じる委員会を設置し研修をおこないます。
- ③ 虐待防止及び身体拘束の適正化についての委員会を開催し、拘束廃止への取り組みをおこない、意識の啓発、虐待を発見時には行政への通報をおこない、ご利用者の安全確保に努めていきます。
- ④ 新入社員研修時に、虐待防止・身体拘束の適正化についての研修を行います。

## 12 衛生管理

- ① 事業者は、職員等の清潔保持及び健康状態の管理をおこなうとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。
- ② 事業者は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
  1. 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用しておこなうことができるものとする。）をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
  2. 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備します。
  3. 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

### 13 業務継続計画の算定等

事業者は感染症や非常災害の発生において、利用者に対する訪問介護事業の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期業務再開のための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとしします。

- ① 事業者は、従業者に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとしします
- ② 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更をおこなうものとしします。

### 14 第三者評価の実施について

当事業所では、第三者評価の実施は必須ではない為、行っていません。  
事業所内で毎月評価を実施し、改善を行っています。

### 15 地域との連携等

事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問介護事業を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問介護事業の提供を行う。

## 16 個人情報の利用目的

ヘルパーステーションそれいゆでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する理念の基、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

《利用者への介護サービス提供に必要な利用目的》

【当ステーション内部での利用目的】

1. 当ステーションが利用者等に提供する訪問介護サービス
2. 介護保険事務
3. 介護サービス利用者に係る当ステーションの管理業務（会計・経理・事故等の報告・介護サービスの向上）

【他の事業者への情報提供を伴う利用目的】

1. 当ステーションが利用者等に提供する訪問介護サービスのうち（利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や介護支援専門員等との連携・・・サービス担当者会議等）、照会への回答
2. 家族への心身の状況説明
3. 介護保険事務のうち、保険事務・審査支払い機関へのレセプトの提出・審査支払い機関または、保険者からの照会への回答・賠償責任保険などに係る保険会社への相談または届出等

《上記以外の利用目的》

【当ステーション内部での利用に係る目的】

1. 当ステーションの管理業務のうち  
介護サービス業務の維持・改善の為の基礎資料  
当ステーションにおいて行われる学生の実習への協力  
当ステーションにおいて行われる事例研究

【他事業者等への情報提供に係る利用目的】

1. 当ステーションの管理運営業務のうち  
外部監査機関への情報提供

ヘルパーステーションそれいゆの掲げる前項の説明に同意し、以上のとおり利用契約を締結します。この契約の成立を証する為、本証2通を作成し、各署名捺印し、1通ずつを保有します。



令和 年 月 日

(利用者)

住所

---

氏名

---

㊞

電話

---

(署名代行者)

住所

---

氏名

---

㊞

電話

---

(緊急時連絡先)

---

代行理由

続柄

---

(利用者家族)

住所

---

氏名

---

電話

---

金銭管理者 ( ) (続柄 )

(事業者)

所在地

岐阜県高山市昭和町2丁目85-1

メディケアガーデン南棟 2階

事業社名 (法人)

医療法人 同仁会 理事長 折茂謙一

管理者

野島 尚子 ㊞

事業所名

ヘルパーステーション それいゆ

電話番号

0577-37-3360

事業所番号

2172700888

## ※ 訪問介護利用料について

R6. 4月～

下記一覧表は、「身体介護」及び「生活支援」に関するサービス利用料です。  
一人の介護スタッフが従事した場合における、1回あたりの単位数を掲載しています。

| 【身体介護】    |     | 【利用にあたっての注意事項】<br>1週間に5日以上、頻回の訪問を含む所要時間が20分未満の指定訪問介護が必要であると認められた利用者に限る。 |
|-----------|-----|---|
| 20分未満     |     |   |
| 8 - 18 時  | 163 |   |
| 18 - 22 時 | 209 |   |
| 22 - 08 時 | 251 |   |

| 【生活支援】    |                |                |
|-----------|----------------|----------------|
|           | 20分以上<br>45分未満 | 45分以上<br>70分未満 |
| 8 - 18 時  | 179            | 220            |
| 18 - 22 時 | 224            | 276            |
| 22 - 08 時 | 269            | 333            |

| 【身体介護】      |     | 身体介護に引き続き生活援助を行う場合<br>【生活支援】 |                |                |       |
|-------------|-----|------------------------------|----------------|----------------|-------|
| 20分以上 30分未満 |     | 20分未満                        | 20分以上<br>45分未満 | 45分以上<br>70分未満 | 70分以上 |
| 8 - 18 時    | 244 | /                            | 309            | 374            | 439   |
| 18 - 22 時   | 305 |                              | 386            | 468            | 549   |
| 22 - 08 時   | 366 |                              | 464            | 561            | 659   |

| 【身体介護】      |     | 身体介護に引き続き生活援助を行う場合<br>【生活支援】 |                |                |       |
|-------------|-----|------------------------------|----------------|----------------|-------|
| 30分以上 1時間未満 |     | 20分未満                        | 20分以上<br>45分未満 | 45分以上<br>70分未満 | 70分以上 |
| 8 - 18 時    | 387 | /                            | 452            | 517            | 582   |
| 18 - 22 時   | 484 |                              | 565            | 646            | 728   |
| 22 - 08 時   | 581 |                              | 678            | 776            | 873   |

| 【身体介護】       |     | 身体介護に引き続き生活援助を行う場合<br>【生活支援】 |                |                |       |
|--------------|-----|------------------------------|----------------|----------------|-------|
| 1時間以上 1時間半未満 |     | 20分未満                        | 20分以上<br>45分未満 | 45分以上<br>70分未満 | 70分以上 |
| 8 - 18 時     | 567 | /                            | 632            | 697            | 762   |
| 18 - 22 時    | 709 |                              | 790            | 871            | 953   |
| 22 - 08 時    | 851 |                              | 948            | 1,046          | 1,143 |

### 【第1号訪問事業】

| 区分             | 要支援1    | 要支援2    | 摘要       |
|----------------|---------|---------|----------|
| 訪問型独自サービス(I)   | 1,176単位 |         | 週1回程度の利用 |
| 訪問型独自サービス(II)  | 2,349単位 |         | 週2回程度の利用 |
| 訪問型独自サービス(III) |         | 3,727単位 | 週2回以上の利用 |

事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者を訪問する場合は、報酬を減算する。

※令和6年6月1日より

利用料には別途 22.4% の介護職員等処遇改善加算Ⅱが加算されます。